

第10章 公害防止資金の融資

第1節 融資制度

昭和34(1959)年1月に制定した「川崎市公害除去施設助成要綱」を、昭和47(1972)年に「川崎市公害防止資金融資要綱」と改め、中小企業者に対して、公害防止施設の設置や改善、工場移転及び低公害設備等の購入などに必要な資金の融資をあっせんし、融資に係る利子補給を行っています。

公害防止資金融資制度

令和5(2023)年3月31日現在

根 拠	川崎市公害防止資金融資要綱
対 象 者	○中小企業基本法第2条に規定する中小企業 ○中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協同組合
資 格	市内に、施設の整備を必要とする工場等を引き続き1年以上有することなど
融 資 の 対 象	①公害の発生を防止するために必要な設備の設置又は改善 ②公害の発生を防止するために必要な工場又は事業場の移転 ③低公害な生産設備、貨物自動車又はバスの購入※ ④土壤汚染対策
限 度 額	○会社及び個人 5千万円 ○協同組合 1億円
利 率	上記①②④長期プライムレート + 0.3%以内 ③長期プライムレート + 0.1%以内
融 資 期 間	○300万円以下の場合 3年以内 ○300万円を超える場合 5年以内 ○600万円を超える場合 10年以内 (ただし、低公害設備等にあつては5年以内)
担 保 等	原則として、法人は代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要である。また、担保は必要に応じて付ける。
信 用 保 証	原則として、川崎市信用保証協会の信用保証を付する。

※ 融資の対象となる低公害設備等

- ・低NOx 燃焼施設等
- ・テトラクロロエチレン処理装置一体型ドライクリーニング施設
- ・九都県市指定低公害車の購入

公害防止資金利子補給制度

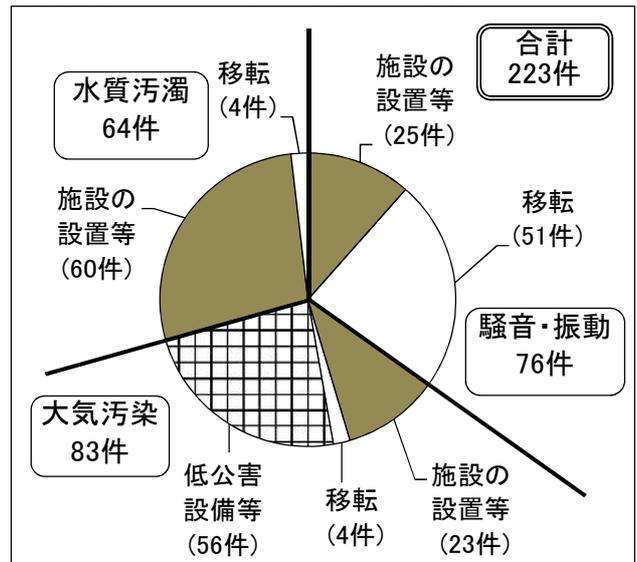
根 拠	川崎市公害防止資金利子補給要綱
対 象 者	川崎市公害防止資金融資要綱に基づき融資を受けた者 (土壤汚染対策を除く。)
補 給 内 容	融資期間に支払った約定利子の全額 (ただし、低公害設備等については約定利子の2分の1相当額) を補助

第2節 融資状況

昭和47(1972)年に制定した「川崎市公害防止資金融資要綱」以降の融資延件数は、223件(25億7,426万円)です。このうち公害防止施設の設置や改善が108件(10億9,067万円)、工場移転が59件(9億5,110万円)、低公害設備等の購入(低公害車の購入を含む。)が56件(5億3,250万円)となっています。

年度別の推移を見ると、融資件数、融資額とも最も多いのは、昭和53(1978)年度の21件(1億9,740万円)ですが、これは鋳造関係の工場が工業団地へ集団移転したことによるものです。

次に、融資状況の累計を公害の現象別に見ると、大気汚染が83件(8億1,214万円)と最も多く、全体の37.2%(金額では31.5%)を占めています。このうち56件が低公害設備等(低公害車を含む。)の購入となっています。水質汚濁は64件(7億674万円)で全体の28.7%(金額では27.5%)を占めており、このうち60件が施設の設置や改善となっています。騒音・振動は76件(10億5,538万円)で全体の34.1%(金額では41%)を占めており、このうち移転が51件と多いのは、昭和50年代前半に鋳造業関係工場が扇町の工業団地に集団移転したことなどによるものです。



公害現象別融資状況 (累計)

対策現象別公害防止資金融資実績

(単位：千円)

年度	公害現象 対策	大気汚染		水質汚濁		騒音・振動		小計		合計(件数)
		金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	
1972 ～ 2004	施設の設置等	213,145	(23)	572,250	(58)	232,680	(25)	1,018,075	(106)	2,297,568 (204)
	移 転	66,500	(4)	61,900	(4)	822,700	(51)	951,100	(59)	
	低公害設備等	328,393	(39)	0	(0)	0	(0)	328,393	(39)	
2005 ～ 2014	施設の設置等	0	(0)	72,590	(2)	0	(0)	72,590	(2)	193,690 (14)
	移 転	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	低公害設備等	121,100	(12)	0	(0)	0	(0)	121,100	(12)	
2015 ～ 2022	土壌汚染対策	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	83,004 (5)
	施設の設置等	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	移 転	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	
	低公害設備等	83,004	(5)	0	(0)	0	(0)	83,004	(5)	
小計	土壌汚染対策	0	(0)	0	(0)	0	(0)	0	(0)	2,574,262 (223)
	施設の設置等	213,145	(23)	644,840	(60)	232,680	(25)	1,090,665	(108)	
	移 転	66,500	(4)	61,900	(4)	822,700	(51)	951,100	(59)	
	低公害設備等	532,497	(56)	0	(0)	0	(0)	532,497	(56)	
計		812,142 (83)	706,740 (64)	1,055,380 (76)						

(注) () 内数字は、融資件数

(注) 平成17(2005)年度から土壌汚染対策が加わった。